

令和7年8月12日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司 様

最高裁判所事務総長

諮問期限の延長について（通知）

下記の苦情の申出に対し、対応の準備等に時間を要しているため30日以内に情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問を行うことができません。

なお、諮問の予定時期につきましては、本日から1か月程度かかる見込みです。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

令和6年12月1日現在の女性裁判官の人数を調査した際に作成し、又は取得した文書（内閣府男女共同参画局に提出した文書のうち、「令和7年度 女性の政策・方針決定参画状況調べ」として公表される文書は除く。）

2 苦情の申出がされた日

令和7年7月9日付け（同月10日受付）